

●個人番号カードって？

個人番号カードは、ＩＣチップのついたカードの表面に、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載され、裏面に12桁のマイナンバーが記載されたカードです。本人確認のための身分証明として利用できるほかe-Taxをはじめとした各種電子申請が行えます。

申請・交付方法（2通り）

- ①通知カードに同封された申請書を返送し、市役所本庁に個人番号カードを受け取りに来る方法
- ②市役所本庁または大竹支所へ申請書を提出し、個人番号カードを郵便で受け取る方法

申請方法の詳細については、市民税務課（☎⑨2143）へ問い合わせてください。

表面



【記載内容】
○氏名
○住所
○生年月日
○性別
○顔写真

裏面



【記載内容】
○マイナンバー
○氏名
○生年月日

●通知カードって？

通知カードは、住民票を有する方一人一人に割り振られたマイナンバーをお知らせする紙製のカードです。

通知カードには、12桁のマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。

各種手続きでマイナンバーが必要となりますので、通知カードを紛失しないように大切に保管してください。



【記載内容】
○マイナンバー
○氏名
○住所
○生年月日
○性別



通知カードが届いたら、
個人番号カードの
発行申請をしよう！

* 住民基本台帳カードをお持ちの方へ

個人番号カードの交付に伴い、平成27年12月末で住民基本台帳カードの発行は終了しますが、それまでに発行したカードは有効期限まで引き続きご利用いただけます。ただし、e-Taxでの確定申告などで利用する電子証明の更新を希望する場合は、その時点で個人番号カードへの切替えが必要です。

問い合わせ

★通知カードの送付・
個人番号カードの交付について
市民税務課 ☎⑨2143

★個人情報保護について
企画財政課 ☎⑨2124

★マイナンバー制度について
全国共通ナビダイヤル
☎0570-20-0178

受付
9時30分～17時30分
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



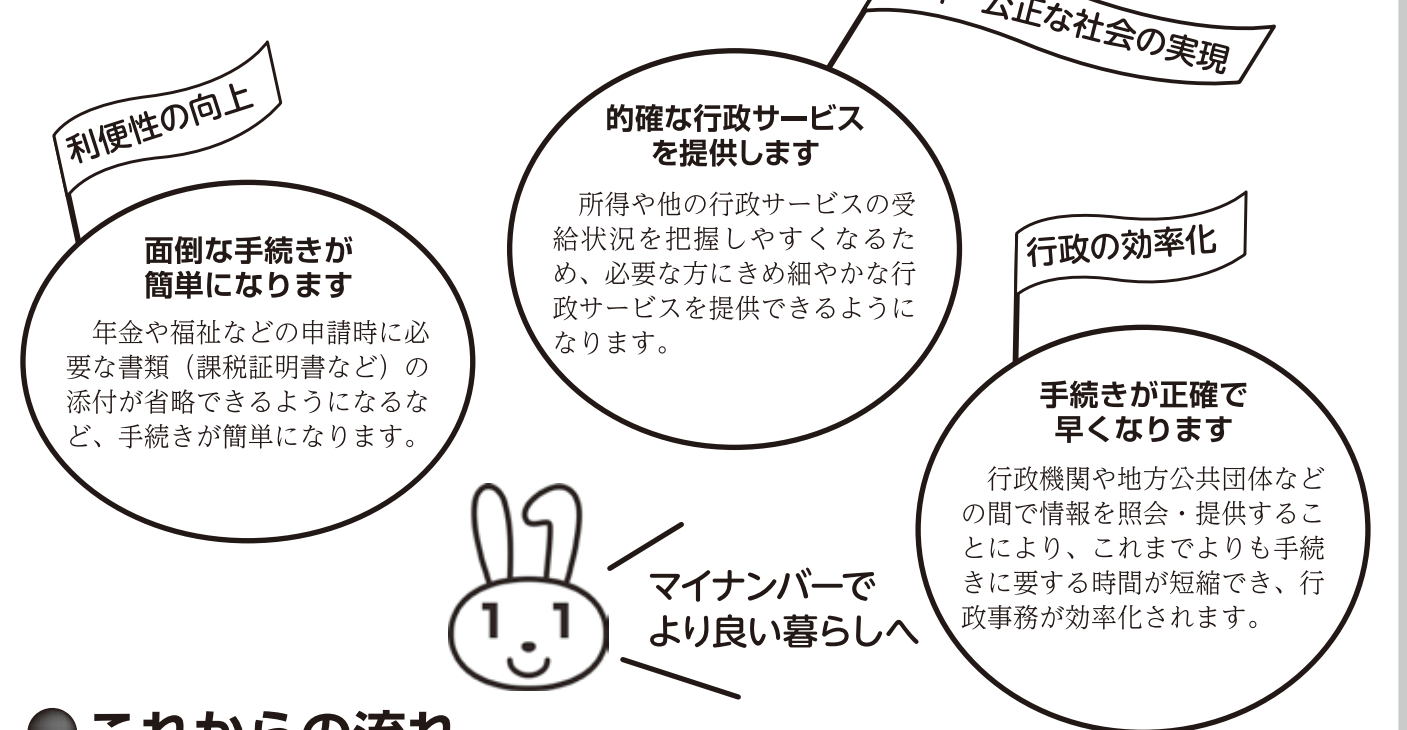
マイナちゃん

（社会保障・税番号制度） マイナンバー制度が始まります

10月から住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、来年1月から税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きでマイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カードの交付も始まります。

マイナンバーは、複数の行政機関が持っている個人の情報が同じ人の情報であることを確認する仕組みです。社会保障と税制度の透明性・効率性を高めて、便利で公平・公正な社会を実現することが目的です。

●マイナンバーで何が変わるの？



●これからの流れ

